吹付けアスベスト

調査費・除去工事費を補助

市は、アスベストの飛散による市民の皆さんの健康被害を予防するため、 吹付けアスベストに関する調査費用、除去工事費用に対し補助を行ってい ます=下表参照。申込方法など詳しくは問合せを。

	対象	補助金額	
=四公安/田町	アスベストを含有している恐れのある吹付け建	全額	
	材が露出して施工されている建築物	(上限25万円)	
	アスベストを含有している吹付け建材が露出し	工事費の3分の1	
	て施工されている建築物	(上限100万円)	
※解体予定の建築物は補助対象外です			

※解体予定の建築物は補助対象外です

問 建築指導課 (0798・35・3918)

賃貸を除く

住宅の危険ブロック塀 撤去費用を一部補助

昨年の大阪北部地震では、ブロック塀が倒壊する事故が発生しました。 市は、危険なブロック塀を撤去する民間住宅の所有者に費用の一部を補助 します。申込締切は12月27日。補助金交付決定前の契約、着工は補助が 受けられないのでご注意を。申込方法など詳しくは問合せを。

【危険ブロック塀】建築基準法の規定(下図)に適合していないもの、または市が 老朽化等により危険と認めるもの(傾きがある等)

対象となる塀

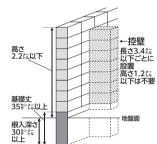
賃貸を除く個人の住宅(戸建住宅・共同住宅・ 長屋住宅)に附属する危険ブロック塀で、道路 等に面するもの

対象となる経費

対象となる塀の全部または一部を撤去して、危 険性を解消する工事にかかる費用

補助金額

対象となる経費または要綱で定める標準工事費のいずれか低い方の3分の2(上限10万円)



▲外観から分かるブロック塀の規定

屮

П

緑化助成制度も

市の危険ブロック塀等撤去事業補助金を受ける住宅専用の敷地内で、道路等に接する一定範囲に植栽する場合、別途、緑化助成制度があります。 詳しくは、花と緑の課 (0798・35・3682) まで問合せを。

|問| 建築指導課 (0798・35・3705)

無料 配布

山

山

点字·音声による 「選挙のお知らせ」

県選挙管理委員会は、国政選挙、知事選挙、県議会選挙の際に、選挙や候補者の情報を点字または音声 (DAISY版) にした「選挙のお知らせ」を、視覚に障害のある人に無料で配布しています。

【申込方法】希望の種類(点字または音声)、住所、氏名を、電話かメールで県選挙管理委員会へ ※一度申込すると、以後の選挙から自動的に送付



県選挙管理委員会 (078・362・3101) ⊠ shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp

市営住宅の住み替え募集 申込は5月20日~27日

市は、市営住宅の住み替え募集を行います。募集住宅の概要など詳しくは、5月20日から西宮市営住宅管理センター(六湛寺町9-8)、住宅入居・家賃課(市役所南館1階)で配布する申込案内書をご覧ください。

※次回の住み替え募集は10月の予定

【申込資格】次の条件を全て満たす世帯▷現住宅に原則3年以上居住している▷収入基準に合致する▷家賃滞納が全くない▷以下のいずれかの理由で現在の住宅での生活に支障がある(①要介護4・5、障害または疾病、②車いす、③高齢、④世帯人員の増減、⑤生活環境の変化)

【募集数】33戸

【申込】申込案内書に添付の申込書(1世帯1通)を西宮市営住宅管理センターへ郵送(5月27日までの消印があり、かつ29日までの到着分が有効)を。重複申込無効

|問| 西宮市営住宅管理センター (0798・35・5028)

水道についてのお知らせ

水道工事費の貸付

赤水が出たり水の出が悪い古い鋼管や鉛管の取り替え工事には、貸付制度があります。対象は給水装置の改造工事です。

【貸付制度】配水管分岐部から蛇口までの標準工事費を貸付。 上限30万円で無利子。20カ月以内の元金均等月賦償還

問 給水装置課 (0798・32・2230)

水道料金・下水道使用料の減免制度

水道料金・下水道使用料の一部を減免する制度があります。対象、 申請窓□等は下表のとおり。

対象	必要書類	申請窓口
身体障害者手帳1・2級、療育手帳 Aまたは精神障害者保健福祉手帳1 級を持つ人が在宅している世帯	・「水道ご使用量等のお知らせ」 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉 手帳・印鑑	障害福祉課
身体障害者手帳3級と療育手帳B1 の両方を持つ人が在宅している世帯		(市役所本庁舎1階)
家族介護慰労金を受給している世帯	・「水道ご使用量等の お知らせ」 ・印鑑	高齢福祉課 (市役所本庁舎1階)

上下水道局電話受付センター

問 (0798・32・2201、0797・61・1703、 078・904・2481)

※受付時間は午前8時45分~午後8時(土・日曜、祝日は5時半まで) ※上下水道の使用開始・中止の申込、漏水修繕などについても受付

雨に強いまちへ

止水板・雨水タンク・浸透桝の設置助成

市は、浸水被害等の軽減を図るため、①止水板(防水板)、②雨水タンク・浸透桝(ます)の設置 に対する助成制度を実施します。

申込は必ず 購入・設置の前に

申込は、来年1月31日(②は2月28日)までに①下水計画課、②下水管理課へ。受付順に審査を行い、予算が上限に達した時点で終了。必ず購入・設置する前に申し込んでください。

※詳しくは、市のホームページをご覧ください

【ページ番号】①36211497 ②93205972

①止水板(防水板)

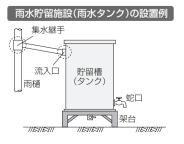
止水板は、豪雨等による浸水が発生した際に、 建物内部への雨水の侵入を防ぐための施設で す。下水道の整備基準を上回る豪雨の際に発生 する、床上・床下浸水等の被害を軽減できます。

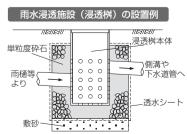


問 下水計画課 (0798・32・2265)

②雨水タンク・浸透桝

雨水タンクは屋根に降った雨をためる施設で、浸透桝は流れ込んできた雨水を地中に浸透させる施設です。側溝や下水道管に流れ込む雨水を減らして浸水被害を軽減するとともに、ためた雨水を植木の水やりなどで土に返して、健全な水循環を構築します。





問 下水管理課 (0798・32・2262)